

平成28年第3回

伊根町議会定例会会議録

平成28年9月23日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成28年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成28年 9月23日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成28年 9月23日 13時29分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成28年 9月23日 15時29分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原 正人	○	7	佐戸 仁志	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山 義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	副町長	小西 俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	会計管理者	倉 正人	○	
	住民生活課長	上山 富夫	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野 義明	○	主 査	今岡 敬雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	和田 義清		4 番	松山 義宗		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成28年9月23日(金)

午後 1時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○ 今以上の舟屋群保存を | 佐戸 仁志 |
| ○ 観光客受け入れ準備と体制は | 松山 義宗 |
| ○ 子どもの貧困対策について | 山根 朝子 |
| ○ 大学奨学金、奨学金返還制度の創設について | 大谷 功 |
| ○ 一人暮らしの方や高齢者世帯への生活支援策について | 上辻 亨 |
| ○ 人材確保支援について | 濱野 茂樹 |
| ゴミのポイ捨てについて | |
| 宮津高校伊根分校の利活用について | |

日程第 3 議案第42号 平成27年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 4 発議第1号 伊根町議会委員会条例の一部改正について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 今以上の舟屋群保存を 佐戸 仁志
 - 観光客受け入れ準備と体制は 松山 義宗
 - 子どもの貧困対策について 山根 朝子
 - 大学奨学金、奨学金返還制度の創設について 大谷 功
 - 一人暮らしの方や高齢者世帯への生活支援策について 上辻 亨
 - 人材確保支援について 濱野 茂樹
- ゴミのポイ捨てについて

日程第 3 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 4 発議第 1 号 伊根町議会委員会条例の一部改正について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会 議 の 経 過

平成28年9月23日(金)
午後 1時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) それでは、皆様ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
1番、和田 義 清 君
4番、松 山 義 宗 君を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、今以上の舟屋群保存を通告議題として、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。
- 7番(佐戸仁志君) 皆さん、ご苦労さまです。
早速、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。
最近、年のせいか、将来の伊根町のことをよく考えることがございます。10年後、20年後、この伊根町はどうなっているのか。国内・国外から観光客がふえ、舟屋を利用した民宿がふえ、舟屋を利用したカフェ、レストラン、土産物屋、シータクシー、伊根湾めぐり、レストランで使ったり土産となる魚の需要がふえ、漁業、養殖業が盛んになり、漁業従事者がふえる。民宿、レストランで使用する野菜、米づくりが盛んになり、農産物の地産地消が進み、農業従事者がふえ、そのことで若者がIターン・Uターンし定住する。今の伊根町からしますと、夢のような話であります。
しかし、我々は、我々の子供、孫の世代に夢のような話の実現するよう働く義務があると私は思っております。夢の全てが実現するとは思いませんが、一部でも実現すべく努力しなければならないと思っております。そのためには、今や伊根町観光の核となっている伊根舟屋群の今以上の保護・保存が必要であると私は考えます。
日出区から亀山区まで、細く曲がりくねった道、海沿いに並び、舟屋、土蔵と続く町並み、建物と建物の間からかいま見える海、船、観光に来た方々を感動させていると聞いております。
今、その大事な町並みが変わりつつあると思っております。私の近所も、舟屋、蔵、舟屋、蔵と並び、なかなかの風景でございますが、建物の老朽化や売買・譲渡により車庫を建てたり、織物工場を建てたり、今残っていたらなと思っております大変残念であります。
近年、火災、老朽化、売買・譲渡などにより解体され、駐車場、更地となり、町並みが壊れつつあると思っております。
先日、台湾に上陸した台風14号、最大風速が何と80mと聞いております。津波の襲来はどうしようもないとして、地震による激しい揺れ、夏場に毎年起きる異常潮位などの自然災害で大きな災害が起きたとき、所有者の高齢化、後継者不足となっているこの町で、再びもとの町並みに戻るのでしょうか。10年、20年後、舟屋の半数近くが空き家となっているのではないかと私は思っております。私は、今以上の保護・保存を行い、備える必要があるのではと思っております。
私が所有する明治時代後半に建てられた舟屋も、昨年の伝建保存事業で、建築当時に近い状態に

戻していただきました。その工事の際、傾き崩れかけていた基礎部の修理、腐食していた土台材の取り換え、これは内部の物なので補助対象外ですが、建ててから現代まで何回も繰り返された改造により、最も大事な舟屋を支えるはり材、柱などが切断され、抜き取られ、大変な危険な状態でした。

私は、長年、建設業に携わり、素人ではないので気づき、改修をお願いしましたが、普通、そこまでは思わないものであります。そこで、年間十数件ある伝建物改修工事物件の外観だけでなく、専門家でないとうからない内部の腐食、耐震診断等を行い、住民に早期の補修を促すアドバイスできる体制をとってはどうか。専門・専属の職員をつくることもよいと思います。地区内に数軒見られる老朽化の目立つ建物を改修されるようお願いしてはどうか。

所有者が伊根町を離れ、更地となった土地を町が借り受ける、または買い取り、町施設等を建設し、一舟屋が群れをなす舟屋群となる町並みを復活させる努力をしてはどうか。

今でも、伊根地区以外の方がうらやむほどの保護・保存をされていますが、50年、100年と遠い将来に残すために、もう一步踏み込んだ保護・保存をお願いしたいと思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、こんにちは。

台風の影響等もございまして、大変秋の長雨のようになっております。お百姓さんの、稲刈りのほうもままならないようでございます。大変心配をするところでございます。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、改修伝建物の内部の腐食、耐震診断等を行い、住民にアドバイスできる体制をとってはどうかとの質問でございます。若干、私どもが考えておったのは、一般的に伊根地区の皆さん、伝建地区全体の皆さんにということかと思っておりましたが、修理・修繕する10軒程度、年間の、ちょっと言葉が入れ違いかもわかりませんが、ご説明申し上げます。

議員が言われます体制とは、職員または専門家が内部を調査し、耐震診断をし、お宅の家は、どこが腐食しているので、修理されたほうがよいですよ、または耐震診査や診断の結果、耐震性が保たれていないから補強したほうがよいですよといったような助言をするかと思えます。そのように思い、ご質問にお答えしたいと思います。

仮にそうであるならば、重伝建地区の建物だけを対象とするこのような体制を組むことは、保存地区という特別な地区だからと言いましても、他の地区との公平性に欠けます。自分の家の修理や、耐震診断をする、しないの判断は、自己の責任にて対応願いたいと思えます。

町の耐震に関する支援としましては、平成23年4月から伊根町木造住宅耐震診断士派遣事業を実施しております、これは、自己負担3,000円で住宅の耐震診断が受けられるもので、所有者の負担が非常に軽いものになっております。ただし、土蔵や舟屋などは事によっては対象にならない場合が考えられます。居住用床面積が2分の1以上であることが必要ですので、土蔵や舟屋などは、事によって対象にならない場合が考えられますが、まずはこの制度を利用していただければと思います。

さらに、耐震改修工事でも、平成23年4月から上限90万円ではございますが、4分の3という高い補助率の木造住宅耐震化改修費補助金交付要綱が整備されておりますので、そちらの活用も有効であろうと考えます。

また、住環境の向上等を図るため、平成25年度から平成29年度の5カ年の期間ではありますが、住宅新築改修等補助金交付要綱を制定し、町民の皆さんに活用いただいております。これらの補助事業も有効かと存じます。以上の支援策は、広報またお知らせ版等により周知をしております。

これら施策は、町内全域が対象でございますので、当然伝建地区内の家屋も対象でございますので、これらを活用し、自己の責任において対応願いたいと思えます。

したがって、伝建地区だけに特化したアドバイスの体制を整えることは考えておりません。

次に、老朽化が目立つ建物を改修をお願いすることはできないかとのご質問でございます。

結論から申しますと、行政から、老朽化により壊れそう、危険だからといって改修のお願いをすることは控えたいと思えます。先ほどと同様に、自分の家を改修する、しないの判断は、自己の責

任において対応願いたいと思います。

伝建地区内の建物の外観部分に係る改修は、伝建制度の補助制度を活用いただけますが、当然のことながら自己資金が必要となります。仮に、行政から補助事業で改修をされたらどうですかとお願いをしたとしても、修理事業で実施する場合は2割、修景事業ですと4割の自己負担が生じることになります。建物が倒壊する、また危険性を承知して修理を考えている人であれば、行政側から依頼を行わずとも何らかの相談が所有者、業者から教育委員会にあるものと思います。

先ほども申し上げましたが、老朽化、倒壊の危険性があることは承知しているが、修理するには当然のことながらお金がかかるので、また何かしらの事情があることによる放置も考えられます。

よく、伊根の舟屋などである事情が、2軒舟屋ということがございまして、名義が半々だったり、そうでありますから、現状所有しているように見えても手が出せないというような、そういう状況もございまして。また、いろいろと相続の関係があつたりして、現状は所有していても手が出せないという、そういう状況もいろいろとございまして。そういう事情によって放置も考えられます。行政からお願いしますと、往々にして不快感を持たれます。行政ではなく、第三者的な立場の方、例えば舟屋群等保存会、建設事業者の方々から伝建の補助事業について説明をしていただくということも一つの方法ではないかなと考えております。

次に、町外の方の所有地で、更地（空き地）になっている土地を町が買い取り、町施設を建設し、「群」となる町並み景観を復活してはどうかのご質問でございますが、このことだけを目的に土地を購入し、舟屋を建設しても、具体的な活用方法がなければ、施設のランニングコストが発生するなど、多方面において町の財政負担につながるることになります。町に寄附または譲渡の相談がいただけるのならば別でございますが、慎重な検討が必要であります。

また、どのような町並みをもって、もとの町並みに復活と言われるのかよくわからないのでございますが、近年、あいたところもあれば、新たに舟屋が建ったところもございまして。駐車場等になった空き地が景観をそれほど壊しているように、そのようには認識をしていないわけでございます。確かに、舟屋群が連続する中で、ちょこちょこあいた場所がございまして、以前からそのような状態でありますし、私、よく、年に数回伊根湾めぐりに乗るわけでございますが、海から眺めていても、それほど違和感はないように思います。

伊根湾舟屋群のよりよき景観づくりということで言えば、そういうちょこちょこあいたところというよりも、大きくあいた場所、例えば日出マリーナから伊根湾めぐりまで、大西駐車場から高梨の入り口まで、また七面山下、それから海の京都交流施設で改善はされますが、網場ヶ崎、そして船の浄化施設がございまして迫の尻、そこから黒地までのあの一带、これらの大きな空き地が舟屋群の魅力を低下させております。ここそこに埋め立て等を行い舟屋を連続させれば、これはもう世界遺産も夢ではないとそのように私も思っております。しかしながら、費用は莫大なものになりますし、またそこに住まう住民の方はいるのか等々考えますと、夢の段階でございます。

議員おっしゃる一步踏み込み、今以上の保存をと云われますが、舟屋群の景観保存につきましては、現行の施策をもって、一步一步進めてまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） お役所的なお答え、ありがとうございました。

高齢化が、やはり伊根地区も進んでおりまして、後継者がいないという家がたくさんございまして。ひとり暮らしの方が亡くなりますと、その家が空き家となり、人が住まない家は、やはり朽ちていくというものでございまして。できれば、将来の子供、孫たちのためにも、この町並みを残していきたいと私は思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 佐戸議員がおっしゃいますお役所的なお答えというのは、私には甚だよくわからないのでございますが、私も舟屋保存は頑張っている所存でございますけれども、誰かがおられなくなって、あいたところ、あいたところと言われましても、伊根の舟屋群は、全部すべからず個人の財産でございます。ふだんの生活の場所です。それが伝統的建造物に指定されておる。

個人の持ち物を役場が勝手にどうこうということは、これは無理な話でございます。ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、観光客受け入れ準備と体制はを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

平成28年6月28日に、京都府北部地域連携都市圏振興社が発足しました。構成と内容は、舞鶴、宮津、京丹後市から6名の職員が駐在し、JTB西日本と京都銀行の2名が加わり、総合企画局を構成し、滞在型観光コンテンツを生み出す地域本部として位置づけられております。当然、地域住民や関係生産者にとっても大きな関心と期待を寄せているところだと思います。

観光を一手に担う市町村は、人員を確保している地域本部とは異なり、今後のイベント企画、実施、それから会員のサービス、事務処理、苦情対応、会議・研修に加えて、地域本部との調整などを含めると、考えただけでも激務であるというふうに考えます。これは、観光協会のことを指しております。

京都北部においては、京都縦貫道の開通により当該町への入り込み観光客数も昨年は増加したというふうな報告もございます。

観光人口、交流人口の拡大を目的とした施策を展開している伊根町としては、新たなイベントを企画し、観光客に対して魅力あり、滞留人口を定着させるための伊根町をアピールすべく奮闘していることも承知しておりますが、観光を重視するにとしては、いささか人員が不足しているように感じております。

実働部隊である観光協会は、職員1名と非常勤が1名、地域おこし協力隊2名がサポートをしておりますが、どう見ても職員さん1人で奮闘されているようなところが多々見受けられます。このような人員不足の中で、観光客を受け入れ、また準備と体制をどのように町長はお考えなのかお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご質問のとおり、新たな観光地域づくりに向け、京都北部5市2町が地域間の連携のもと、「海の京都ブランド観光圏」を目指して、北部7市町の観光協会が順次、統合参加する「海の京都DMO」が本年6月28日に設立され、いよいよ海の京都セカンドステージとして動き出しました。

海の京都DMOの実施体制としては、観光地経営の視点に立った民間人材の社長を配置し、ヘッドクォーター機能として、統合企画局を創設し、本局内に事務事業執行を実施する部として管理・企画部のほか、商品企画・マーケティング部、プロモーション・サービス事業部、CSサービス等管理部なども置くほか、それぞれ各地域5市2町には、旧観光協会を地域本部として配置し、地域に密着した事業を実施することとなっております。新たな「海の京都DMO」に大きな期待を寄せるところでございます。

本町では引き続き、伊根浦を核とした観光振興事業を展開していくこととしており、観光協会への支援については、正規職員1名、臨時職員1名の2名体制に係る人件費などの支援を行っております。

平成29年度からは、DMOの事業が本格的に始まることとなり、事務的にも地域本部をまたいだ5市2町の旅行商品を扱うことにもなります。当然、販売もふやしていくことが求められていきますので、協会職員の案内能力の向上はもとより、観光ガイドとは異なる現地アテンド業務などの業務量もふえてくるなど、従来と異なる業務がいろいろとふえてくることと推測されることから、現状の職員2名の体制で業務を行うことは極めて困難な状況が出てくるのではないかと危惧をしております。

本町では、そういう状況や見通しは理解しておりますが、観光協会も「海の京都DMO」の地域本部としてようやく法人化されまして、今、走りかけたばかりでございます。まだ具体的な要望も聞いておりませんので、今後は地域本部ともなお一層連携を深め、実情を具体的に確信しながら、職員の加配を含めて効果的な支援策を検討してまいりたく考えております。

DMOの地域本部と言いつながらも、実態は伊根町観光協会でございます。観光協会が、そしてその会員さんが、今後どうありたいのか、観光協会自体が何を指すのか、それによって担う観光事業量は大きく変わってまいります。地域本部・観光協会は、役場の下部組織ではありません。これは商工会でもそうですし、社会福祉協議会でもそうでもあります。下部組織ではありません。そうありますから、独立した団体でございますから、その意思をしっかりと把握して、その上で相談をし支援をしてまいりたく考えております。

以上でございます。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、子供の貧困対策についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、質問通告書に基づいて質問をいたします。

2008年は、子供の貧困元年と言われ、子供たちの暮らしにあらわれた貧困問題が社会問題として取り上げられるようになりました。マスコミでも多くの特集が生まれ、緊急に解決すべき問題として社会的に認識されるようになりました。そして、2012年には、子供の貧困率16.3%が相対的貧困率16.1%を上回るという状況になって、特に母子世帯における貧困の高さに注目が集まりました。このような中で、2013年6月に、「子供の貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年1月に施行されました。この法律は、子供の将来が、その生まれ育った環境で左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備して、教育の機会均等を図るために、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的につくられました。そして、子供の貧困対策に関する基本方針、子供の貧困に関する指標とその指標の改善に向けた当面の重点施策を取りまとめたものが「子供の貧困対策に関する大綱」で、2014年8月に策定されたわけです。

京都府のホームページを見てみますと、次のように出ていました。

京都府では、これまでから、生活保護世帯、ひとり親家庭への就労支援、私立高等学校あんしん修学支援事業などの経済的支援を実施してきました。これまでの社会保障という観点に、子供の貧困対策という視点を取り入れて、全ての子供が生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育、福祉、労働等の各機関が協働して、総合的・効果的に推進するために「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定して、対策を進めていきますと書いてありました。

京都府としては、子供の实態調査から始めていますが、学者や研究者の多くが、子供の貧困への具体的な政策として、18歳未満の子供の医療費や教材費、修学旅行費の無償化、自校方式で地産地消による学校給食の提供、給食費の無償化など、伊根町の取り組みを先進的な取り組みとして紹介しており、伊根町の子育て支援の先進性は全国的にも大きく評価されるどころです。さらに、高校生の下宿に対して、下宿費を助成していることも伊根町ならではの特徴ある事業と思います。

今、子供の貧困と言いつましても、表面的にはとてもわかりにくいというのが特徴ではないでしょうか。昔のように、身なりにあらわれたりすることはほとんどないと思われまふ。しかし、すぐに体調を壊してしまうとか、元気がないとか、落ち着きがないとか、ささいな異変に気づくことが子供の置かれている状況を把握する手がかりになるのではないかと思います。そして、子供の貧困というのは、とりもなおさず扶養養育者である親の経済状況が反映されてきます。

先日、社協さんを訪問しましたら、生活困窮者への対応として、生活の不安や心配などを聞かせてくださいというチラシが置いてありました。丹後保健所の福祉室が相談窓口になっています。困ったときに身近に相談できる場があるということは、何よりも心強いものです。この事業は、生活困窮者自立支援法に基づくものと思われまふが、行政や教育機関、NPO、地域の諸団体の連携で、子供の抱える課題を拾い上げ、養育者への目配りへとつなげていくことも、小さい自治体だからこそできることではないかと思いつまふ。

子供の貧困対策は、親世帯の貧困対策という両面で捉えなければならず、複雑な対応が求められますが、伊根町においては、子供の貧困の現状をどのように把握されているのかをまず伺いたいと

思います。

さきに述べましたように、京都府は子供の貧困対策計画を作成し、京都式「学力向上教育サポーター」事業という形で学力の向上に当たることになっています。また、生活困窮者支援事業の関係でも、子供の学習支援事業として子供の居場所をつくり、学習支援、生活支援を実施することになっています。与謝野町では、自治体や児童相談所、教育関係者等々、丹後保健所がネットワークをつくりながら学習支援や交流の場、子供の居場所づくりに積極的に取り組んでいます。

先日、平成28年度京都府子どもの居場所づくり事業の委託を受けて活動されているNPO法人の宮津・与謝子育て教育ネットワークの方からお話を伺う機会がありました。この、子どもの居場所づくり事業は、京都府丹後保健所管内の生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生等が、将来希望する職業等につき、自立した生活ができるよう進路への課題をともに考え、必要な助言をする機会を提供していきます。そして、必要な生活能力や学力等の獲得を支援することを目的としています。自分の家や学校だけでなく、地域の中に温かく見守ってくれる居場所があること、親や先生だけでなく、頼れる大人が自分のためにいてくれるという安心感は、子供たちにとって大きな救いと生きる力になるのではないかと思います。

伊根町では、児童生徒数も少なく、熱心な先生方のかかわりがあるので、学校だけで問題の解決が図られやすいのかもしれませんが、しかし、他団体や他分野の視点も加えたネットワークづくりも重要だと考えますが、町長の見解を伺います。

さきにも述べましたが、子供の貧困の問題は、子育て世帯の貧困のもとで暮らす子供の問題です。厚生労働省の平成26年国民生活基礎調査の概況の中で、生活意識を聞いた調査では、全世帯では大変苦しい27.7%、やや苦しい32.2%で、合わせると59.9%となっています。また、児童のいる世帯では、大変苦しい31.7%、やや苦しい34.3%、合わせて65.9%の方が生活の苦しみを訴えています。就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条などの関連法に基づいて、小中学生が安心して勉学に励めるように、学用品や給食費、修学旅行費などを補助する制度です。

伊根町では、子育てすくすくサポート事業により補助されている項目が重なる部分も多いですが、伊根町での就学援助制度の活用状況についてお聞かせください。

また、認定基準はありますか。対象は、生活保護基準の1.何倍でしょうか。保護者への周知徹底も必要だと思いますが、どのような方法をとられているのかもお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

前半の部分は私のほうからお答えをさせていただきます。就学援助制度については、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、伊根町における子供の貧困の状況をどのように把握しているのかとのご質問でございます。伊根町の状況について、結論から申し上げますと、そのような状況は把握しておりません。理由としては、伊根町で子供の貧困状況を把握しようと思えば、子育て世帯全員、その家庭に同意書をいただき、収入を調査する必要があるがございます。その調査に同意をいただくのは全員ですから、非常に困難なためでございます。しかしながら、次にお尋ねの経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対する就学援助制度でございます。そういったものがございます。この制度の本年度の対象児童生徒数は、小学校で3名、中学校で4名でございます。合わせて7名、伊根町の小中学生全生徒数が28年度、94名でありますので、甚だ大まかではありますが、意味合いも異なるかも知れませんが、伊根町の子供貧困率は94分の7、7.4%になるかと思えます。全国平均の半分以下であります。貧困の状況は、そのように理解しております。

子供の貧困が問題になっているのは、所得が低い家庭の子供が、低学力・低学歴となり、将来、不安定な就業に陥ることで、次の世代にまで貧困状態が連鎖していくことでございます。伊根町は、子供たちが伸び伸び勉学に励めるよう、また子育て世代への応援のため、さまざまな子育て支援に取り組んでおります。これらにつきましては、議員もご承知のとおりと思えます。そして、この支援は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることのその一助となるとそのように思っております。

今後とも、教育・福祉関係機関と緊密に連携を図り、支援が必要な方に適切な支援、施策が講じ

られるよう努めたく思います。

2点目の、他団体や他分野の視点も加えたネットワークづくりや子供の居場所づくりに積極的に
かかわる必要があるのでは、というご質問でございます。

最近、「負の連鎖を断ち切る」というスローガンのもと、貧困問題と学力問題が大きく取り上げ
られております。昨今、家庭の教育力、ある意味、養育力、その課題、例えば、児童生徒の身辺
自立、食事の摂取、風呂、着がえ、基本的な生活習慣、そういったものの乱れにより、児童生徒の怠
学傾向、学業を怠る傾向が見られることはございます。しかし、経済的困難だけが、児童生徒の
学力課題の原因と一致するかどうかを言い切ることは難しいと思われまます。したがって、伊根町の
全ての児童生徒に、その能力に応じた希望進路の実現ができていくかどうか学力課題である、そ
のように捉えさせていただきます。そうしますと、近年の状況として、伊根中学校の生徒の学力は、
全国平均を上回っております。また、おおむね全ての生徒が希望進路を実現しております。伊根町
の子供たちが、学習や進学において、貧困による大きな困難を抱えているようには認識をしており
ません。

また、伊根町子ども・子育て支援計画において、地域の子供は全て「伊根町の子供」として地域
の大人たちが温かく見守り、責任を持って地域住民全体で育てていく、そういう視点で地域におけ
る子育て支援を推進する。また、関係機関や団体等と連携し、全ての家庭における子育てにかかわ
るさまざまな悩みや不安を解消できるよう、情報提供や学習の機会の充実・相談体制の強化・支援
サービスの提供、充実を図る、そうしております。現実の施策の状況は、確かに甚だ不十分な点も
多々あるかとは思いますが、そういう方針・方向で取り組んでおります。

他団体や他分野の視点も加えたネットワークづくりや、子供の居場所づくりは研究課題と考えま
す。

最後に、子供の貧困率悪化の原因というものは、これは全国的には、やはり長引くデフレも経済
下にあります。子育て世代の所得が減少していること、議員おっしゃったように、母子世帯の増
加と、その世帯が給与水準の低い非正規雇用にあること等々が挙げられます。しかし、伊根町が必
ずしも同じ状況ということはないと思えます。

私、思うんですけれども、山根議員もいろいろとしゃべられるんでしょうけれども、よそはいい
んです、よそは。伊根町の子供たちがどういう状況にあるかということです。山根議員自身が、伊
根町の子供たちの貧困の状況をどのように把握され、評価されているのか、その上で改善すべき、
取り組むべき問題点は何であるのか、その問題を解決するために何をなすべきなのか、あなたの考
えを明確にさせていただいて、そしてご質問をいただければ、もっとよい議論ができるのではない
かと思えます。また、きょうはこのようなカメラが設定されておりますけれども、議会のほうから反
問権をいただけますれば、その辺のことはただしながら議論をすれば、よい施策につながると思
います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、教育委員会のほうから、山根議員さんの3点目の質問につ
いてお答えします。

伊根町の就学援助制度の活用状況、認定基準の有無と基準値、周知の仕方についてのご質問であ
ります。

初めに、就学援助制度は、学校教育法第19条に、「経済的理由によって、就学困難と認められ
る学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と
規定されています。この法令に基づき、本町は「伊根町就学援助規則」を制定し、この規則に基づ
いて支給を行っております。規則では、就学援助費の支給を受けることができる者（対象者）、支
給費目（項目）、認定基準について規定しており、この規則に基づいて認定の可否を決定してあり
ます。

初めに、活用状況で認定者数でございますが、平成27年度は、2小学校では3名、全児童数の
5.3%、中学校は6名で、全生徒数の15%という状況でありました。

次に、認定基準の有無と基準値についてでございますが、規則第3条で、認定の対象者は「本町の

区域内に住所を有する児童生徒の保護者で、要保護者又は準要保護者である。」と規定しています。

要保護者とは、生活保護法第6条第2項で規定する現に保護を受けているといないとにかかわらず保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護者は、規則第2条第5項の規定に該当する者、町民税非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けた者などを言い、この要件を満たしている方々であります。基準値については設けていません。

認定要件を満たしている方であれば、申請は可能です。

支給費目については、項目は、規則第4条で「学用品費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費」と規定しています。この規定に基づき支給をしていますが、ご承知のように平成27年4月1日から教育費無償化事業を実施していることから、規則第4条第5項の規定に基づき、教材費（学用品費）、学校給食費、修学旅行費を除いた残りのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費を支給しております。

認定の可否につきましては、各学校長の意見を付した申請書、添付書類を提出していただいた後、審査し、認定の可否を決定しています。

しかし、一度認定されれば中学校卒業まで受給できるというものではなく、毎年度、申請が必要となりますので、年度当初に申請書類を提出いただいています。

次に、周知の仕方ではありますが、教育委員会事務局では、毎年度「就学援助制度のお知らせ」を作成し、各小中学校を通じて保護者の方へ配布することにより、制度の周知を図っております。このお知らせは、新入学児童生徒の保護者には、毎年度1月から2月にかけて各小中学校で開催される入学説明会で、在校生の保護者には各年度の1学期当初に配布をしています。要するに、4月には、新入学生の保護者は2回説明される機会があるというようにご理解ください。

以上が、伊根町における就学援助制度の現状であります。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 私自身が、伊根町の子供の貧困をどのように捉えているかということですが、けれども、本当に伊根町というのは、先ほども述べましたが、子育てすくすくサポート事業もあって、とても全国的にもすごく子育てに対しては子供に対しては温かい事業を行っているということ、そこは私も本当にありがたいことだなというふうに思っています。ただ、どこが貧困かとは、「あなた、貧困ですよ」なんてとても聞けるものではありませんし、ただ見ていて、何かちょっとしんどそうな顔をしているとか、そういうのは学校の先生たちが本当によく一番ご存じなのかと思うんですけれども、ここの地区にいても、何かきょうはちょっと学校へ行っていないし、どうしたんかなとか、ちょっと顔色悪いとか、それからまた風邪引いとんとか、何かそんな感じで、ちょっと何かなという、ぴぴっとというか、言葉にはなかなか言いあわせないんですけれども、そういうところをすぐに行政がどうのこうのということではないんですけれども、地域のみんが、気遣えるような、そういう雰囲気とかそういう気持ちで子供をまず見られるかどうかということが一番大事じゃないかなというふうに思っているんです。

すぐにお母さんに解決策を求めたり、なかなかできないんですけれども、やっぱりちょっと話を聞いてあげられるような関係をその地域の中で持てるかとか、それからその子供のことについて気軽に学校のほうに行けるような、そういうシステムとか、そういう何か気軽に学校に行けるようなこととか、そういうのをやっぱり、この伊根町だからこそやっていけるんじゃないかなというふうに思っているところです。

母子世帯の方もふえてきていますし、それからいろいろと困難を抱えたお母さんたちもいると思うので、そういう人たちに、学校や民生委員の方やそれから地域の中での一人のおばちゃんとしてどうかかわっていくかということも、もっとみんなで考えられるような、そういうふうな取り組みができればいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

教育の支援のことについては、本当にありがたいなと思っております。ただ、本当に地域で子供を支えていくという、そういう文化とかそういうものをもっともこの伊根町で大きく築いていって、やっぱり子供は地域の宝としてみんなで子供を伸び伸びと育て上げられるように力を発揮していけたらなというふうに思っているところなんです。

行政としても、家庭の経済状態をつかむということは難しいかもしれませんが、ただ、水道料金

とか、いろんなことのお金の滞納がちょっと多くなっているとか、それからいろんなところでその行政のほうも、この人、困っとんかな、でも、困ってってこういうところでもうちちょっとできるよ、とかそういうアドバイスというか、何かそういうふうなこともちょっと行政のほうでも考えていただくといいんじゃないかなというふうに、私個人としては思っているところです。

一層に子供たちの健康で学ぶ機会が本当に均等で、夢が実現できるそういう教育と子育て環境をこれからも伊根町で大きく培ってほしいなということを期待して質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、大学奨学金、奨学金返還制度の創設についてを通告議題として、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、質問に入らせていただきます。

今、大学で学ぶということが、かつてなく厳しい時代に入っています。高過ぎる学費、ブラックな労働環境を強いる学生アルバイト、卒業後の多額の奨学金の返済、これらが重なり合って学生生活の厳しさをより深刻にしています。学生がお金の心配なく学べる環境をつくることは、社会を担う次の世代を育てることとつながっています。大学で学べる人がふえることは、教育を受ける人にとって意味があるだけではありません。身につけた能力を社会のため、伊根町のために使うならば、社会を、また我が伊根町を一層豊かにしていくことにつながります。学生が学びやすい環境を整えることは、社会的要請であり、政治の責任であると考えています。

平成25年度の日本政策金融公庫が発表したデータによりますと、国公立大学では、入学費用が79万6,000円、授業料などが年間109万7,000円、4年間の合計は518万4,000円となっています。理系の私立大学の場合は、4年間の合計は690万6,000円となっています。日本学生自治会総連合が取り組んだアンケートでは、生活費が足りないので、朝ご飯と昼ご飯兼用でパン1つか250円の牛丼を食べる、むごいときは、夜まで何も食べられないといった実態や、いつも母親からは金食い虫と言われ、肩身の狭い思いをしながら大学に通っている、自分で授業料を払えるようにバイトを頑張り過ぎて体を壊したという声など、学生の置かれている深刻な状況が明らかにされています。

上がり続ける学費と親世代の所得減少などを背景に、今や学生の2人に1人が奨学金を借りています。学ぶ権利を保障し、若者の夢と希望を後押しするはずの奨学金なんですが、多額の返済額と利子、取り立ての厳しさで若者の人生を狂わせる事態が起きています。

学生の奨学金への依存度が上がり、奨学金を利用する学生は20年前と比べて3.7倍、1人当たりの貸与額は平均295万円にも上っていると言われていています。大学院に進学すれば1,000万円にもなります。そして、奨学金を借りる学生の10人に7人が有利子の奨学金です。約300万円を有利子で借り、最大の利子3%とすれば、返す場合にはそこに85万円の利子がつくことになります。平均所得が減り、非正規雇用が増大する中、卒業後に迫られる多額の返還と利子は、若者に大変な負担であります。奨学金返還に行き詰まり、自己破産、夫婦で奨学金を返還中、子供を諦めたという若者たちが生まれています。子供を授かったとしても、夫婦ともに奨学金返済があり職業が安定しなかった場合など、子供の貧困という負の連鎖、貧困の連鎖が始まります。近年では、奨学金返還支援をうたう業者が、実際には奨学金立てかえ可能な男性を紹介したり、風俗業をあっせんしたりするなどという異常な事態となっていることも問題となっています。

3カ月返済が滞ると、金融業界のブラックリストに載せられ、カードがつかれなくなるという事態にもなっています。最近になり、国が給付型の奨学金制度を検討する報道があり、期待をしますが、どうも誰でも使えるというような制度にはならないようなことも言われております。これで、もう奨学金を借りる必要はないということにはなりません。

こういう状況の中で、栃木県の宇都宮市では大学進学者の教育費負担軽減と定住促進を目的に、返還免除型奨学金貸付制度を創設しています。月額2万円を貸し付け、定住など一定の条件のもとで返還を免除するとのことであり、平成27年度に募集をし、28年度に貸し付けを開始すると報道されています。予算は無尽蔵ではないにしても、人材育成の面から伊根町で人材育成基金を創設し、町独自の大学奨学金制度を検討してはどうかと考えます。また、奨学金返済に苦悩する若者救済と定住促進の意味も絡め、例えばUターン・Iターンにかかわらず、伊根町に定住5年を条

件に大学奨学金返済を支援する奨学金返済支援制度を検討してはどうかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

大学生の奨学金制度に関するご質問でございますが、以前から同様のご質問はいただいております。そのときの答弁は、検討したく思いますと、そのように答弁しております。

結論から申しますと、現在も検討中ではありますが、ここにきて国のほうで給付型の奨学金制度を創設するという報道がされましたので、今後の動向を注視しながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

そこで、町独自の奨学金制度の創設であります。前回のときにも申しましたが、大学生活などには多くのお金が必要であります。授業料、住居費、食費など、多大な出費が必要となるのは承知しております。これらを、親の支援やアルバイトだけではなく、奨学金制度の活用や教育ローン等を利用されているのではないかと推測をするところでございます。

以前にも申し上げましたが、基本的に奨学金とは、能力や志が十二分にあるにもかかわらず、経済的理由で大学進学を諦めざるを得ない、そういった皆さんを支援し、伸び伸びと学業に専念させることだと思っております。そういったことから、奨学金の貸与は、本人そして親にとっても大変有用なものと思っております。それに加えて、町独自の奨学金制度を創設すれば、本人や親御さんの経済的な負担は大きく軽減できると思っておりますし、また本町の子供たちにかける思いも具体化できるものと思っております。

制度の検討状況でございますが、現在、伊根町出身の大学生等は、推定ではございますが約50人弱の方が学業に励んでいるのではないかと考えております。そのように推定をしております。

仮に、この人数に月額5万円、年間60万円を貸与すると思いたしますと、3,000万円の財源が必要となります。3万円にしましても年間36万円、1,800万円が必要となります。1,800万円から3,000万円が恒久的に毎年必要となり、卒業して返済が始まっても、返済は長期ですので、財源確保また町財政に大きな負担がかかります。いましばらく検討の時間をいただきたいと思いたします。

次に、奨学金返済支援の創設でございますが、奨学金返済に苦悩する若者の救済を目的とするなら、それはそれで伊根町ではなく、国サイドで考えていただきたく思いたします。まだ定住促進を目的とした奨学金返済支援と言われますが、月に一、二万円程度の支援をありがたく思い、伊根町への定住を目指す新卒者は、それは少ないと思いたします。逆に、借金をしてまで大学へ行って勉強をしておきながら、奨学金返済支援を当てにして伊根町へ来るなど、余りにも志が低いように思いたします。定住促進を絡めた返済支援制度は用をなさないように思いたします。

国のほうでは、本年5月に返済不要の給付型奨学金制度を創設し、早ければ平成30年から給付を目指すという報道がございました。しかしながら、多額の予算を伴いますので、財源の確保や対象者の範囲の検討、給付額を幾らにするのかといった調整や、給付型奨学金は渡し切りになりますので、そして財源は税金でありますので、国民が納得できる制度にすることは難航が予想されます。

そして、町としても同様の課題がございます。見守っていきたく思いたします。町独自の奨学金の創設は、国の給付型奨学金制度の動きも注視しながら、さらに検討を進めてまいりたいと思いたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、奨学金の返還が社会問題となっており、学生を支援するために政府も今対応を始めております。まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、奨学金を利用した大学生の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用の創出、若者定着に向けた取り組み等を推進することが提起をされていることはご承知のことかと思いたします。これを受けまして、地方自治体と地元産業界が協力をし、地元企業に就業した方の奨学金返済を支援するための基金づくりも現在進められています。既に、山口県や鳥取県では、地元就職した学生を支援する奨学金返還の支援制度ができていて聞いております。多くの自治体が目をつけている課題だと思っております。十分な研究をお願い申し上げまして私の一

般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） いろんな県単位、大きいところですね、そういうふうを考えておられるのは。全国の、我々のような小さいところでは、さすがになかなか考えられない。今ちょっと私はちゅうちょしておるのが、先ほど申しましたように、5万円だったら60万円で50人、3,000万円ですね。当然、無利子ですね。当然無利子でありますし、中に考えようによっては、地元へ帰ってきた時点で、もう半額補助をすると、そのうちの半分は。もしくは、町外へ出られておっても町へ帰って来たら、そのとき帰った人についてはその時点で残りの分を半額にするとか、いろんな方法があろうかと思うんですね。それにしても3,000万円ですよ。10年はさすがに10年ではまだ返って来んと思いますね。そうなりますと、基金をですよ、3億積まんなんです。なかなかきついですよ。いろんなところで、残土処分場で何億円入ったとかありますけれども、そういうのを合わせても、さすがに3億円の基金をぼんと積むというのは、私としてもなかなか肝を据えなんだからできんもんで、もうちょっと考えさせてやってください。失礼します。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への生活支援策についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） こんにちは。お疲れさまです。それでは、通告書に基づいて、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への生活支援策について、質問をさせていただきます。

調べてみますと、2010年の全国のひとり暮らし世帯数は1,678万世帯に上り、総人口の13.1%を占めております。そして、2030年になると、ひとり暮らしの世帯数は1,872万世帯、総人口の16.1%となると見られております。

現在、全国でもひとり暮らしの世帯がふえていくことが予想されており、ふえているのは若者のひとり暮らしではなく、未婚の中老年男性のひとり暮らしや、配偶者と死別した高齢者のひとり暮らしが急増しており、これまで結婚して同居家族がいることを標準としてきた日本社会において、ひとり暮らし、いわゆる単身世帯の増加は、社会に少なくない影響を与えていくのではないのでしょうか。ライフスタイルの選択肢が多様になっていく一方で、要介護となった場合のリスク、貧困のリスク、社会的に孤立するリスクが高まっていくのではないかと考えられます。

現在、当町におきましては、937世帯のうち2人暮らしの方の世帯は285世帯で、ひとり暮らしの方の世帯は319世帯もあります。2人暮らしで1人が亡くなられた場合、ひとりで家事や洗濯、身の回りのことをしなくてはなりません。ひとり暮らしになると、どうしても家の中が片づかず、ごみ屋敷傾向となる方もおられます。認知症等でふだんできていたことができなくなった方や、体が不自由となりできなくなった方、またひとり暮らしになると、家の中で犬や猫をペットとして飼うなどしてごみ屋敷となるケースもあります。ごみ屋敷となった場合、近所の方や民生委員さん等の指導も考えますが、なかなか業者の方や身内の方でない人が、本人の許可なく家の中の掃除や片づけ、ごみの処理までは手伝うことができないのが現状ではないかと考えます。ごみ屋敷になると、その方の健康管理や食生活また悪臭やネズミ、害虫の発生といった環境衛生面だけでなく、火災、防災、防犯面からも問題課題と考えます。また、何ら福祉的な支援を受けていない方や、行政、第三者とのかかわりを拒否されている方や、ごみではないと主張されると、敷地内への立ち入りもできなくなるのではないかと思います。今後、そのような方が出てくるのではないかと懸念しますが、そのような方へ今後何か行政でできる支援策を考えますが、町長の考えをお聞きしたいです。

また、ひとり暮らし世帯の増加に対して、社会保障の強化と思いますが、現行の社会保障制度は、同居家族の助け合いを前提にしているため、ひとり暮らし世帯の抱えるリスクに対応できない面もあります。そして、社会保障の機能強化には財源の確保が必要となるため、財源の捻出も難しいとも考えるところではありますが、東京都内では、一つのマンションにひとり暮らしの高齢者やファミリー層など多様な世帯が入居し、互いに交流を深めるコレクティブハウスという形態の住まい方があらわれているようです。また、NPO法人が仲介に入り、配偶者を亡くして広い家でひとり暮

らしをする高齢者が大家となり、低家賃で学生に部屋を貸して交流を深める試みもなされているようであります。

今後、ひとり暮らし世帯の増加や高齢化の進行を考えれば、地域から孤立を防ぐことも当町の喫緊の課題と考えます。山間部で生活されておられる方や地域の事情もありますが、町長の考えをお聞きしたいです。

以上について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

最初に、ごみ屋敷化が心配される家庭への支援策についてでございますが、自分で出したごみは自分で片づけるというのが当たり前のことであります。また、家庭内にごみが分別できない人がいても、家族で協力するのがごく普通の一般的な家庭であり、自助というものでございます。

一方、2人暮らしのときはできていた掃除なども、年を重ねていくうちに気力も低下し、何かにつけておっくうになり、おざなりになることもあるでしょう。また、足腰が弱ってくると、ごみ出しもだんだん苦痛になってまいります。そのような高齢者の方がおられるときは、まずは親戚縁者でありましょう。そして、次には周囲の方、地域の方、またボランティアの方などが手助けをされていることもあると思います。これが共助ということでございます。

また、認知症によりごみの分別を行うことが難しくなったり、体の不自由が原因の場合なら、公的サービスを利用して、ヘルパーの派遣を受けることによりごみの分別やごみ出しなどの支援が可能でございます。これが公助ということになるかと思えます。

いずれにしても、ご本人が周囲の方の援助や公的制度の利用を受けていれば、ごみ屋敷のような問題には発展しないのではないかとそのように思っております。しかしながら、第三者がごみと判断するような物でも、そこに住んでいる方がごみではないと主張されれば、それ以上は手出しができないのが現状でございます。

この大量のごみを自宅にため込むごみ屋敷の対策として、他の自治体では条例を定めている事例もありますが、費用負担などの支援をしている自治体もあり、氏名の公表や強制撤去、過料の徴収など、厳しい対応をとっているものもあります。

しかしながら、伊根町はどうかと申しますと、他の自治体が強制撤去や過料を徴収するようなごみ屋敷は存在していないと思いますし、将来そのような事例が発生した場合も、まずは医療や福祉関係者による家主のケアを重視すべきだと考えております。なぜならば、今までごみの処理ができていたのに、それができなくなるということは、悪質な場合を除けば、心の問題、身体の問題などの要因があるため、ごみが片づけられない状態になると考えるからでございます。

ごみ屋敷は、手おくれになる前に早期に発見して対応すべきだと思いますので、そのような体制がとれるシステムづくりを検討してまいりたいと思います。また、必要であれば条例化も検討したく考えます。

しかし、今、地域社会には、しっかりとコミュニケーションを持ち、自助・共助・公助の仕組みによりそれぞれの課題を解決することが求められております。それぞれの地域の特性もございます。まずはみんながいろいろな問題について話し合うことが大事に思います。我々も一緒になって考えたいと思います。

次に、2つ目のひとり暮らし世帯の地域からの孤立についてでございますが、議員がご指摘の地域から孤立というのが、ちょっと今の話で少しわかったんでございますけれども、今この質問の内容だけではよくわからなかったものですから、1つ目のご質問から察しますと、周囲と関係を拒否したり、ごみではないと主張するようなごみ屋敷のケースではないかと思ひ、お答えをするわけでございます。

そうであるなら、必然的に地域から孤立をすることになるかと思えます。周囲から見放され、自宅で亡くなっても数週間誰も気がつかない、いわゆる孤独死にもなりかねません。しかし、みずからの意思で周囲との関係を拒絶しているだけでごみ屋敷など問題がないのであれば、行政が手を出すべきことではないかと思えます。

ただ、その要因が、医療や福祉のケアが行き届いていないことである場合は、公的サービスにつ

なく必要があると思います。

具体的には、1つ目のご質問でごみの問題がありました。ごみが片づけられない何らかの原因があり、その要因を取り除くべきだとお答えをしました。いずれにしても、地域からの孤立という状態になった要因が何かということによって対応が変わってくると思います。

今後の、過疎・少子高齢化の進行は町の大きな課題でございます。そういう中、町民の皆さんが住みなれた地域で年や性別、障害、病気の有無に関係なく、住民一人一人の個性や尊厳が認められ、他人への思いやりをもって心豊かに幸せを実感し、安心・安全に暮らすことができる伊根町を構築してまいりたいと思います。

そのためには、身近な地域の生活課題を自分自身のことと捉え、思いやりの心をもって互いに話し合い、支え合い、助け合う活動、いわゆる自助・共助・公助が機能する町民協働型の地域福祉の構築が重要と考えます。その羅針盤となる地域福祉計画を今年度中に策定していくこととしております。この計画ができ上がりますと、高齢者対策やその支援のあり方や方向性も見えてくるものと考えておりますことを申し添え、答弁いたします。

また、議員おっしゃいましたコレクティブハウス、障害者の方ですけれども、グループホームなどの似たようなのがあったりするんですけれども、それとまた、冬季ですけれども、かじか苑のほうで、山手の方、それぞれお一人の独居の方に出でいただいて、そういう場所で暮らしていただいております。

しかしながら、以前もある小さい集落で、出てきたらって、もう出てこられて、近いところで皆さん生活してもらったらどうですと、皆さん、人がたくさんおるところで、そういうことをお話し申し上げましたら、わしはここがええのでおるんだと、おりて来いんだったら伊根になんか行けへんと、わしは岩滝や宮津へ出ると、ほっとけやと、そういうことを言われる方もおるんですね。気骨のある方ですね。なかなか、難しいんですよ、それ、お声がけさせてもらうの。どうですかね。

過疎債のほうでは、そういう形態をとれば大きなお金を出してくれて、村の再編というかですね、あるんですけれども、なかなか住民さんの気持ちと合致するのは苦労します、しておるところでございます。申しわけない、以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） ありがとうございます。ごみ屋敷に関しては、近所に若干おられるのはおられるんです。隣近所の方は、もうひとり暮らしであったり2人暮らしであったりするもので、なかなか手助けといいますか指導も地区ではするんですけれども、またもとのもくあみになってしまったりしていくのが現状で、何か火事が出るまでに対策を考えなあかんと言うておるところではあります。

また、ひとり暮らしの方がふえているということで、先ほど町長も答弁をいただいたんですけれども、コレクティブハウスの件ですが、知らぬ間にその頑固もだんだん、年とともになくなっていくたら、そういった文句も出てこないようにはなるんじゃないかなというふうに思います。また、そういった方ばかりがふえていくのが周りも心配しているように思うので、またそういったことも頭に入れておいていただいて、今後のことも考えていってほしいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。最後のほうで申し上げました、ことし、今作成中であります地域福祉計画、これはたくさんの皆さんのご意見を頂戴しながら策定中でございますので、そういったものも大きな指針になろうかと思っております。また、そういうところもまたでき上がったときには一緒に見てやっていただきたいと思っておりますし、また、そういうものができたからいいんじゃないなくて、できても不備になっているものは多々あるかと思っておりますので、そういうときはまた指摘をしてやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

濱野茂樹君から、宮津高校伊根分校の利活用についての通告について取り下げの申し出がありま

したので、許可することにいたします。

最後に、人材確保支援について及びごみのポイ捨てについてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今回の第3回定例会の最後を務めさせていただきます濱野茂樹でございます。質問に先立ちまして、さきの台風10号などによる被害に対しまして、自治体、自衛隊、消防関係者などによる救助活動に敬意を表すとともに被災された方々には心よりお見舞い申し上げる次第であります。

通告に従い一般質問を行いますが、先ほど許可いただきましたように、1つ質問を取り下げさせていただきます。少しだけ私の所見を申し上げてから質問に入りたいと思います。

参議院選挙も終わり、我が党は27年ぶりに単独過半数の議席を得ることができました。また、立党60年を迎えた我が党は、安定した政治基盤のもと、まだ道半ばのアベノミクスを一層推進し経済の好循環をさらに加速させ、国内総生産600兆円、一億総活躍社会、地方創生などの実現に向け、党を挙げ全力で取り組んでいかなければならず、特に京都府北部地域連携都市圏でも誘致活動を行っている北陸新幹線舞鶴学研ルートは、京都府のみならず北陸・山陰・近畿全域の発展のために欠くべからざるものであり、我々地方議員も、実現に向け全力で取り組んでいかなければならない事案であります。

さて、人口減少に直面する中で、充実が求められている子育ての環境、介護問題、さらに地域活性化に向けた雇用や産業政策など、山積する課題にどう向き合っていくのか、住民の代表として選ばれた議員から成る我々地方議会の役割は言うまでもなく重要であります。その役割は、地域の人々の意思と利益を代表し、強い権限を持つ行政を監視し、民意を反映した政策を実現させていくことです。しかしながら、富山県での政務調査費の不正受給の問題等、地方議会議員による不祥事が今なお相次ぎ、議員の資質が問題視される中で、議会は不要だという声まで聞かれ、地方自治の地方政治の主役であるはずの議会は、今、存在意義そのものが問われる状況となっております。地方自治は、執行機関と決定する機関、二元が代表して機関競争をしなければなりません。首長から提案された議案を法律的・道義的・説明、この3つの責任も果たさずただ追認している議会であれば、議会不要論もいたし方ないと思います。我々に対し、厳しい目が向けられている今こそ、このピンチをチャンスと捉え、真の議会活性化を断行し、二元代表制の一翼として民意を反映した政策を実現させていくことが我々議員にとって必要だと思います。

我々の残す任期もあと2年余りとなりました。いま一度初心に戻り、町長とは是々非々で姿勢を貫き、徹底した審議提言を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、人材確保支援についてであります。

町の基幹産業である水産業をはじめ、事業者が法人に限らず個人においても各産業分野において人材不足問題が深刻化しており、その傾向はますます厳しい状況になることが推測されます。当町でも、大型定置の担い手確保が地域内で困難になっている状況を踏まえ、担い手を町外から受け入れるための従業員用住宅整備に係る経費の一部を担い手確保対策事業として実施されています。また、せんだつての補正予算では平成29年度末入居予定の朝妻の大原地内に定住促進用住宅建設に係る用地造成等の費用が計上され、可決されました。朝妻地内への住宅建設を歓迎するものであります。本建設に当たっては、予定地を確認してまいりましたが、入居される世帯の安全確保を図る上でも、隣接する旧浄水場施設の撤去等についてもご配慮をいただきたいというふうに思います。

さて、人材確保は事業者の努力が大前提ですが、雇用の確保と産業の振興を図ることを目的に、人口減少が続く当町への就職を促進し、地方への新しい人の流れを促すため、また若者等の定住者を増加させるため、人材不足が顕在化している分野における人材確保を図る新たな施策が必要だと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

本町内に従業員の居住を目的とした空き家を含む住居を新たに取得した事業者に対し、その費用の一部を助成する考えはないか。

医師住宅や入居がままならない町営住宅を事業者に賃貸する考えや、お試し住宅として活用する考えはないか。お試し住宅につきましては、当時は新聞報道でもありましたが、私は否定的ではな

く、トライしたことに意味があるというふうには思っておりません。都会の人のニーズがつかめたわけです。価格・期間・周辺サービスなど柔軟に修正していけばいいだけのことであって、トライ、エラーしてもまたトライしていく、まずは小さな成功を目指していくべきだと考えております。

合同就職説明会の出展・参加経費や求人募集をはじめとする就職情報媒体への掲載に必要な費用の一部を支援する考えはないか。

新たに従業員を正規雇用した町内の事業者に対し、奨励金等による支援をする考えはないか。

以上、人材確保支援についてお伺いいたします。

次に、ごみのポイ捨てについてお伺いいたします。

日本で最も美しい村に加盟し、5S活動や舟屋群保存会、日の出会、老人会等によるクリーン活動が実施されております。また、不法投棄対策事業を実施するなど一定の成果は評価に値するものであります。また、本年10月には「京都宮津湾・伊根湾」がユネスコ後援のNGO「世界で最も美しい湾クラブ」に正式加盟することが内定し、日本で最も美しい村とあわせ、世界でも注目される町となります。

しかしながら、たばこの吸い殻をはじめとするごみのポイ捨ては、遊漁を楽しむ人や観光客だけでなく、町全体の課題として取り組むべき問題であります。以前から質問していることに少し触れる形になりますが、ドイツではフナや雑魚を釣るためであっても、各種魚類の種類、生態、生息域、繁殖時期、禁漁期間、禁止行為、土地所有者との兼ね合い等の法的な制限や規則を学科試験と実技試験からなる国家資格である釣り免許がないと釣りができません。管理釣り場や釣り堀でもだめです。また、釣り堀や池、湖をはじめとする管理釣り場では入漁料、河川ではどこで釣るとしても入漁料金を払って許可証を購入し、使用した釣り道具の管理からごみまで徹底されておられます。

また、昨年の議員管外視察研修では、平成13年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定された金沢市のひがし茶屋街も訪ねて視察してまいりました。そこで気になったのが金沢たばこマナーであります。国内外からたくさんの観光客が訪れている金沢市では、にし茶屋街、ひがし茶屋街ではたばこマナー向上サインや喫煙所を設置して美しいまちづくりに努められ、歩きたばこや吸い殻のポイ捨ては見受けられませんでした。この地域に誇りをもって生活し、次世代に引き継ぐことはもちろん、このすばらしい景観を心ない者の空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てによって汚している恥ずかしい現状を見るに当たり、ポイ捨てをしない、まちを汚さないということが伊根町の美しい景観を守る一つのテーマとなるのではないのでしょうか。

ポイ捨ては各種法令に抵触する違法行為であります。今こそ景観・環境対策として、なくす力強い行動を起こさなければならないと考えます。伊根町民の誇りであるという思い、美しい伊根町を後世に守り継いでいくためにも、ごみのポイ捨て条例の制定やポイ捨て禁止宣言について検討・実施すべきだと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、人材確保の支援についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、町内の各産業分野において人材不足は大きな課題となっております。また、町外からの人材を確保するためには本当に住むところが必要であり、これも大きな課題となっております。そのような中で、4つのご質問を頂戴しております。

1つ目、事業者が従業員のために、新たに住居を確保した場合の支援でございますが、本町では水産業で、議員おっしゃられたとおりですけれども、担い手確保対策事業として町内従業員10名以上の事業者、そして漁業協同組合には補助金2分の1、上限300万円の支援事業を設けております。また、個人に対しましては、明日のむら人定住促進事業で、上限額を180万円とした住宅改修費用への支援がございます。

ただし、個人事業者が従業員確保のために住居を確保するための支援はございません。今ある町営住宅、これから町が建設する定住促進住宅を活用していただければと考えております。

2つ目、医師住宅や長期間入居がない町営住宅の活用でございますが、他の目的で使用する場合は、国の目的外使用承認等が必要となります。伊根町の医師住宅や本坂町営住宅は国庫補助金を活用しており、本庄の医師住宅につきましては府の補助金を活用しております。いずれも10年以上

経過しており、利活用範囲の制限はあるものの、目的外使用は可能となっておりますので、今後の活用については地域の声を伺いながら今検討をしておるところでございます。

基本的には、医師住宅は賃貸として貸し出し、本坂団地については低所得者しか入居できない制限を解除し、範囲を広げたいと考えております。ただし、いずれの施設も営利目的の団体には貸し出すことができないこととなっております。したがって、事業者への賃貸は考えておりません。また、お試し住宅としての活用も現時点では考えておりません。あくまでも賃貸だぞと、お試し住宅は、またそれぞれにこれからも計画していきたいと思っております。

3点目、就職説明会等の参加経費や就職情報媒体への掲載経費の支援でございますが、本町では本年4月、東京へ出向き、転職検索サイトでありますビズリーチを活用しての情報発信や、京都北部7市町合同就職面接会、たんご就職フェアなどを開催し、事業者への周知はもちろんのこと、管外への就職フェアなどの案内も行っております。

今後も、国、ハローワークなどや府、関係市町と連携し、都市部に出向いて京都北部7市町合同の就職説明会のほか、丹後管内でも宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の2市4町のたんご就職フェアなどを開催して、本町はもとより丹後地域の事業所への就職につながるよう協同して取り組みを進め、町内の事業所にも求人活動への参加を呼びかけてまいります。

本町といたしましては、こうした広域的な求人活動の取り組みを中心に、町内企業の求人確保を図ってまいりたく考えており、町内企業もこれらの取り組みに積極的に参加いただき、求人確保に努めていただけることを期待しております。

よって、議員が申されます参加経費や就職情報媒体への掲載経費の支援については、それぞれの企業責任でもって対応していただくことを基本として考えておるところでございます。

4点目の、新たに従業員を正規雇用した町内事業者への奨励金などについてでございますが、本件につきましては、国が非正規雇用の労働者を雇用する事業主に対し、正規雇用化などの処遇改善への支援策を設けておりますので、これらの国の支援策を活用していただくこととしており、町単独事業としてそのような支援策は考えておらないところでございます。

次に、ごみのポイ捨てについてでございます。

議員のご質問の内容については、私もそのとおりであろうと思います。この伊根町をあらゆる面で今以上によいものとして、そして後世に引き継ぐことは我々の使命であると、そのように思っております。

伊根町では、平成17年7月に重要伝統的建造物群保存地区に選定いただき、舟屋群の町並みを保存する施策を展開してまいりました。平成20年10月には、小さくてもすばらしい地域資源を持つ村が、美しい景観の保護・継承などをもって町の振興発展を目的とする「日本で最も美しい村連合」への加盟が承認され、景観を守るだけでなく、美しい町づくりを進めてまいりました。また、この10月には「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟も決まっており、我々美しい町づくりに一層の精進を誓うものでございます。

こうした中で、行政といたしましても、美しい村で提唱している5S運動——整理、整頓、清掃、清潔、しつけ——の推進や、不法投棄対策などを行っておりますが、住民の皆さんみずからも各種の団体活動の中で、ごみ拾いなどに積極的に参加いただいております。本当にありがたいことでございます。

そうではあります。伊根町のあちこちでごみの散乱を目にすることはしばしばであります。そしてこれらのごみは、釣り客をはじめ観光客が残すごみが多数を占めるものと思われませんが、中には伊根町の方の中にも何げなくポイ捨てをしている人もあるのではないかと考えております。町内外の者がともに取り組むべき課題であろうかと認識をしております。

本定例会でもご説明申し上げますとおり、今後、景観条例や屋外広告物条例の制定も控えておりますし、現在、環境サイドにおいても伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、「何人もみだりに海岸、河川、山林、道路、家屋の周辺、その他公共の場所において廃棄物を投棄してはならない」そのようにございます。これらとあわせて、伊根町民の精神的バックボーンを明確にするため、議員おっしゃるような何かしらかの条例、宣言などについて検討したく考えます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ありがとうございます。

人材確保支援の合同就職説明会、こちらでございますが、大阪や東京のほうで開催されるケースもあります。また、近隣でいうと、与謝野町のワークパル、京丹後市の大宮庁舎、北部連携都市圏の枠組みの中で、そういった説明会が開催されるわけでありまして。近隣であれば、それほど費用もかからず事業者は参加することができます。しかしながら、大阪とかそういったところであるとやはりそこまでの交通費、そういったものが当然ながら必要となってまいります。事業者の責任であるということは当然重々わかっておるわけでありまして、ただ、行ったところで1人でも2人でもそのブースに来ていただいたらまだ行ったかいたがったでしょうということになると思います。でも、そうではないケースもやっぱり事業者によってはあるわけなんです。開業支援金とか、新規に開業する場合については、伊根町では手厚く助成がされるわけでありまして。今ある既存企業に既存事業者にも、ある程度支援できるような仕組みの一つとして、ぜひそういった人材確保に対して検討を進めていただければというふうに思うのが一つであります。

2点目のごみのポイ捨てについてであります。一日でも早い、条例によって罰則というのはなかなか難しいかもわかりませんが、現に伊根町民の方でも、本来であれば海の恵みに感謝している漁業者であっても、たばこをポイと捨てるケースもやっぱり見受けられるわけでありまして。観光客が悪いとかすぐにおっしゃる方もいますけれども、でもこれはやっぱり伊根町の方にとっても考えていけないとイケない事案だと思いますので、できるだけ早くそういったバックボーンの動きについて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 大阪や東京になりますと、確かに経費は要ります。しかしながら、やっぱり各事業所の皆さん、従業員が要るわけでありまして、その辺の雇用の確保には、そういう場所の提供まではいろいろと画策、我々段取りまではさせていただくんですけども、あくまでスタンドプレーでありまして、グラウンドプレーのほうは何とか自身の経費のほうで頑張っていただきたい。また、このことについては商工会さんなどもまた話をさせていただきたいと思っております。

今、人材確保という話はいろいろありまして、私、よくよく考えますと、これはもうどうしても世の中というものの、いい会社と悪い会社に分かれるわけですね。だからみんなでいい会社になろうと、それに努力したいと思えますし、古今東西、やはりどう見ても従業員の確保というのはやっぱり給料と福利厚生、これがどうしてもありますね。漁業、農業関係は昔から3Kと言われたんですね。「汚い、きつい、危険」、よく言われたものであります。しかしながら、そういう職業であってもかつては、実入りはよかったんですよ。それなりのものがあつた。じゃ、今どうなんかと言えば、どうなんでしょうね。それで余計に実入りが少ないのだったら身もふたもないですね。そういうところを払拭しなければ、多分、人というのは確保できないんじゃないか。うちは結構な給料出しますよ、福利厚生も充実してますよ、夢と希望がありますよ、そういう職場ですよと我々胸を張って人をお誘いしたいものだなとそのように思っております。

それと、ポイ捨て条例、そのようなものを検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第42号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第42号 平成27年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許します。5番、山根朝子君。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 平成27年度決算認定の討論に賛成の立場で参加いたします。

平成27年度における一般会計の実質収支は1億3,240万8,000円の黒字決算で、経常

収支比率83.8%で26年度対比4.6ポイントダウン、実質公債費比率も0.6ポイントダウンし、財政構造の弾力性、健全度ともに改善傾向となっています。

財政力指数は本年度は0.113で、前年度の0.112と比較すれば若干の増加がありますが、ここ3年間では横ばいであり、財政の健全な運用が図られていると言えます。

今年度の事業では、地域情報基盤維持管理事業で、伊根町内全域に光回線が整備されましたが、目標の6割の加入状況であり、今後わかりやすい説明で加入者をふやし、インターネットユーザーだけでなく、町内の誰でもがその恩恵を受けられるよう幅広い活用を進めていくことが求められます。

観光分野では、多くの観光客の増加があり、今後も力を入れていく必要があります。観光客が求める情報発信や受け入れ態勢の整備、また登録制通訳サポート事業では、せっかく通訳サポーターとして3名が登録されているのですから、もっと活躍してもらえる場の工夫が必要です。

衛生分野では妊婦の歯科検診が新たに実施され、一般の健康診査でも歯科検診の項目が追加され、141人が受診されました。受診率は12.1%であり、肺がんの43.7%、大腸がんの39.4%に比較するとまだまだ低い受診率です。健康診査全体の受診率の向上のために、啓発を丁寧に行っていただきたいと思います。

漁業開業支援事業は、個人の新規漁業就業者の定着を援助するもので、漁業者の確保のための意義は大きいと考えます。今後も現場の意見を十分に聞き、必要な施策を思い切って展開されるとともに、計画的な事業の推進を期待します。

すくすく子育てサポート事業は、子育て世代からの歓迎の声が上がっています。移住してこられたお母さんは、給食費の引き落としの心配をしないで済むありがたさを感じる、町内で子供を連れて歩いていると、すれ違うお年寄りたちが次々と声をかけてくれる、みんなが見守ってくれるので安心して子育てができる、町全体で子育てを応援しようとしてくれるその気持ちが無償化につながったんですねと話されていました。また、町から出ていった同世代の仲間が、少しでも戻ってくるきっかけになればいいなというふうな声も聞きます。多くの歓迎と期待の声が上がっています。今後の効果に大きく期待をするところです。

町道改良事業や空き家対策事業、まちづくり推進事業、有害鳥獣対策事業、サロン型カフェ推進事業など、安心して暮らせるまちづくり、地域の力を引きだすまちづくり、自然の恵みを生かしたまちづくりのために努力されていることを評価したいと思います。

特別会計におきましては、国保税の100%収納については努力をされていると思いますが、27年度も未収が出てしまいました。さらなる対策を求めたいと思います。

診療所は、常勤医師の不在や診療日の削減がある中でも収益確保の努力が見られます。さらに、住民にとってかかりやすい診療所としていくための努力をお願いします。医師体制、看護体制については引き続きご検討いただき、医療介護の連携の推進を期待します。

子育て支援、美しい自然を生かした観光事業、農業、漁業就業者への支援で、夢と癒やしと活気を引き出す政策が実を結び、子育てするなら伊根町で、心も体も生き生きリフレッシュのパワースポット伊根町、農業も漁業も伊根町でこそと全国に発信していけるように、さらなるご努力を期待し、27年度決算の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、拓政会を代表し、賛成の立場で本決算認定の討論に参加いたします。

本決算は、一般会計、特別会計の全会計を通し、歳入決算額は昨年度5.1%減の50億4,437万7,000円、歳出決算額は昨年度から5.9%減の42億2,746万8,000円、翌年度へ繰り越す額を差し引いた実質収支は1億5,745万円と示されました。このうち一般会計決算額においては、歳入総額は前年度から約2億5,050万円減の35億954万5,000円、歳出総額は前年比約2億8,150万円減の33億2,286万1,000円となり、実質収支は1億3,240万8,000円となりました。

一般会計における主要財政比率は、標準数値から比較すれば厳しい状態ではあるものの、当町の

財政規模からすれば近年大きな不安要素のある変動幅はなく、監査委員からの財政健全化についても特に指導事項はございません。

しかしながら、当町の実質財源の構成比率を見ますと、昨年度の16.7%から0.5%下がり、16.2%の5億6,900万円弱、依存財源比率は昨年度の83.8%から0.5%上がり、83.8%の約29億4,073万円と示されました。

一般財源の根幹をなす地方交付税は、26年度から比較すると、27年度においては105.7%と増加はしているものの、時代の流れと当町の現況を考えると、決して見通しのよい状況ではないと予測しております。この点に関しましては、常々町長がおっしゃっておられる今後の町政運営に当たっては、限られた財源を重点的に配分し効率的な事務体制を遂行していくことが求められます。その結果、各会計が黒字決算となり、次年度に引き継げられる町政運営を実現することがこれからも求められています。

27年度事業を振り返って検証してみますと、やはり町内外で注目を浴びましたのは、一般質問また先々から話題に上がっています子育てすくすくサポート事業を中心とした子育て支援ではなかったかと感じております。他の自治体より先駆けて日本全体が直面する少子高齢化、人口減少化の現況において将来の担い手となる子供たちを育てる支援としてスタートしました。

その他、農業、農業支援振興対策だけではなく、漁業支援振興策も町の移住促進、定住促進に一役買っていると実感しております。しかしながら、農業振興策については、今後さらなる費用対効果の検証やその他指導管理についての必要がある一面もあり、今後さらなる移住・定住、雇用確保の効果・促進に努めていかれることを望みます。

また、経済対策としての一面もある、引き続きの住宅改修事業は、移住・定住促進効果も期待できる面もあり、今後も小さな拠点の形成事業の定住促進住宅補助金をはじめ高齢者買い物支援策等、これらは町民のニーズを取り込んだ事業であると考えます。

このように、施政方針に基づいた施策を推進し、成果を上げられたことを評価し、健全かつ堅実な決算が示されたことは、町長、職員の方々が一丸となって行政運営に取り組まれた結果であると判断しております。

町財政運営は、冒頭でも少し触れましたが、自主財源の確保が重要なことは言うまでもございません。しかしながら、現状進行中の人口減少などは地方交付税の減少要素にもなることから、今後も引き続き財政運営は厳しい状況に応じ厳しい判断をしていかざるを得ないと予測します。

また、時代に応じて人口は減少しても町民ニーズや地域の課題は減少することはないと思います。課題が山積する中、現実的に対応していかなければならない問題、将来を見越して取り組んでいかなければならない問題、こういった現況の中で、今後もいかに計画的に堅実で良好な決算を示しつつ、時代の要請と多様化する町民ニーズに応えながら、持続可能な行財政運営をしていくためには、常に財政基盤の強化に努めていかなければなりません。そして、各施策、事業の緊急性、必要性、これらを我々議会もともに見きわめながら、地域に合ったサービスの提供と福祉の向上に努めていく必要があります。

今後も町内外の経済情勢の変化や財政の変化・変動にも柔軟に対応し、本町の目指す「ひとが生き生き」の実現を目指し、次世代を中心とした全世代がこの町と住んでいる地域に誇りをもって継承できるまちづくりを期待し、本決算の私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論はありませんか。討論がないようであれば、これで討論を終了したいと思います。ご異議ございませんか、
（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 平成27年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎ 日程第4 発議第1号

○議長（泉 敏夫君） 続いて日程第4、発議第1号 伊根町議会委員会条例の一部改正について

を議題とします。

お諮りします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから、発議第1号 伊根町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査(調査)申出書

○議長(泉 敏夫君) 日程第5、閉会中の継続審査(調査)申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査(調査)申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)することに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(泉 敏夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会も、皆様のご協力をいただきまして、予定どおり閉会の運びとなりました。

また、27年度歳入歳出決算も、慎重審議の上、認定をいただきました。決算認定で議員からの意見等については、今後、検討いただきますようよろしくお願いいたします。

本年度も早いもので折り返しとなりました。理事者、幹部職員におかれましては、ご自愛いただきまして、引き続き第5次総合計画の基本理念であります「ひとが生き生き」の実現を目指し、町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 15時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員